長建第　　　号

平成　　年　　月　　日

長洲町大字　　　　　番地

　　　　　　　　　　様

長洲町長　中逸博光

高額所得者に対する町営住宅明渡し請求の予告通知書

町営住宅に居住する高額所得者に対する明渡し請求の実施については、面談及び意向調査票の内容を踏まえ検討した結果、あなたは長洲町営住宅条例第32条第4項の明渡請求を猶予するための特別な事情に該当しないと判断し、下記のとおり平成　　年度において明渡しを請求する旨決定しましたのでお知らせいたします。

なお、今回の通知はあくまでも予告であり、正式な明渡し請求については平成　　年度早々に内容証明郵便により送達します。

記

１　請求時期　　平成　　年　　月

２　明渡期限　　平成　　年　　月　　日

期限内に明渡しに応じない者は、明渡し期限をもって町営住宅の使用承認が取り消され、それ以降は近傍家賃の倍の額を損害賠償金として支払わなければならなくなるとともに、民事訴訟の提起その他必要な法的措置を講じます。

３　明渡し期限の延長

条例第32条第4項に規定する特別な事情が生じた場合は、明渡し期限の15日前までに事実を証する書類を添付し、町営住宅明渡し期限延長申出書により申請することができます。なお、承認の場合は6月を超えない範囲で条件を付して許可します。

４　明渡し請求の取消し

明渡し期限内において高額所得者の収入基準を超えなくなったとき、又は条例第32条第4項に規定する特別な事情が生じた場合で必要であると認められた場合は、町営住宅明渡し請求取消し申請により明渡し請求を取り消すことができます。

※明渡し期限の到来により使用承認が取り消されますと使用承認を復活することはできません。よって、明渡し期限の延長や取消し等、与えられた権利をすべて行使できなくなります。

|  |
| --- |
| 連絡先 |
| 長洲町役場　建設課　維持管理係TEL 0968-78-3241 （担当　　　　） |